

第18回

進路通信

卒業後の
「生き方」
を考えよう。

島本町立第二中学校
令和2年12月18日
【発行】
進路担当 田平暁亘

<奨学金のご案内>

「島本町」から奨学金のご案内です。

令和3年度島本町奨学生募集

本奨学資金は、島本町に居住する学生で、向学心に富みながら経済的理由のために高等学校の修学が困難な者に学資を貸与し、教育の機会均等を図り、有用な人材を育成することを目的としています。

出願資格 (1) 島本町に居住し、かつ、住民基本台帳の規定により記録されている者
(2) 修学の希望があるにも拘わらず、経済的理由のために奨学金の貸与がなければ高等学校に入学又は在学が困難な者

※「高等学校」とは、学校教育法第一条に規定されている高等学校及び高等専門学校をいいます。

※出願者が高校入学に伴い、町外に転出するような場合は、奨学生として認められません。

貸与月額◎修学資金

令和3年4月から在学する学校の最短の修業期間の終わりまで

公立高等学校：月額4,000円 私立高等学校：月額10,000円

◎修学支度資金

大阪府育英会から入学資金の貸与を受けている者は、当該育英会からの貸与額の2分の1の額を減じた額

公立高等学校：10,000円 私立高等学校：80,000円

出願手続 出願希望者は、学校で願書の交付を受け、次の書類を令和3年1月8日(金)までに学校に提出してください。

(1) 奨学願書 (2) 住民票（出願者の世帯構成がわかるもの）

(3) 収入に関する証明書（令和2年度町・府民税課税証明書）

出願締切（学校への書類提出締切）

令和3年1月8日(金)